

令和3年(2021年)11月30日
記者会見資料
幼児保育課

公立保育園における使用済みおむつの処分について

1 趣 旨

これまで園児が使用したおむつの処分については、園のトイレに設置してある保護者が準備した個人の容器に保管しておき、降園時に保護者が持ち帰り家庭で処分してきたが、保護者及び保育士の負担軽減及び感染症感染リスクの回避を考慮し、令和4年(2022年)4月から保育園で処分するもの。

2 実施内容

(1) 実施方法

園のトイレに一時保管容器を設置し、新たに屋外に設置するごみ収納庫に集積し、処分する(18保育園)。

(2) 収集開始年月

令和4年(2022年)4月

3 予算措置

保育園ごみ収納庫整備事業 3,880千円(ごみ収納庫整備工事等)